

新市建設計画

私たちの手で創る

“個性きらめき 感動あふれる 瀬戸のまほろば”

今治市

目次

I 序論	
1 策定に当たって	1
2 合併の必要性	2
3 策定の方針	3
II 新市の概況	
1 位置と地勢	4
2 自然条件	4
3 面積	4
4 人口・世帯数	5
III 主要指標の見通し	7
IV 新市建設の基本方針	
1 基本理念	8
2 将来像	9
3 基本目標	10
4 土地利用構想	12
V 新市の主要施策	
i 施策体系	14
ii 主要施策	15
1 魅力に満ちたにぎわい交流都市づくり	15
2 自然と暮らしが調和した快適環境都市づくり	18
3 あたたかな心で支え合う健康・福祉都市づくり	22
4 活力あふれる産業元気都市づくり	25
5 地域が連携する教育・文化・スポーツ都市づくり	29
iii 市民との新たなパートナーシップ形成	32
VI 新市における愛媛県事業の推進	34
VII 公共施設の適正配置と整備	35
VIII 財政計画	36

I 序論

1. 策定に当たって

今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村（以下「12市町村」という）は、中世以降瀬戸内の交通の要衝として栄えるなど、歴史的・文化的な共有性を有するとともに、瀬戸内しまなみ海道をはじめとした交通網の整備により、生活圏域としての一体感はますます強固になっていきます。さらに、共通の地域課題に対処するため必要に応じた広域行政組織を有しており、各種の協議会や連絡会の活用など、行政運営の面でも強い結びつきがあります。

しかし、近年における住民の価値観の多様化とともに、住民ニーズも複雑かつ高度化するなど、市町村を取りまく環境は大きく変化し、国においても住民に身近な問題は、自治体が自らの創意工夫と自己責任のもとに実施することが望ましいという方針から、地方分権を推進しており、これに伴う行財政健全化対策として市町村合併という手法が現実味を帯びてきました。

こうした中、愛媛県においても平成13年2月に「愛媛県市町村合併推進要綱」が示され、当今治圏域の各市町村においても市町村合併に対する検討が始まり、平成14年8月には12市町村による任意合併協議会が発足し、同年11月には法定合併協議会への移行を経て、新市のまちづくりの基本方針である「新市将来構想」を策定しました。

「新市建設計画」は、その将来像の実現に向けて、根幹となる具体的な事業などを提示するとともに、新市において施策を着実に展開していくことにより、新市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図り、さらに地域住民福祉の向上をめざすための指針としての役割を担うものです。

2. 合併の必要性

(1) 住民の日常生活圏の一体化と住民ニーズの高度化

新市の地域は、古くから歴史的な結びつきがあり、今治を中心に道路、鉄道、航路網が発達しています。また、通勤・通学、通院、買い物などの日常的な往来も活発であり、しまなみ海道の開通など交通網の発達により、生活圏の結びつきは一層深まっています。

こうした生活圏の拡大と、今日の住民ニーズの高度化に応えるためには、交通体系の整備や都市計画の推進などにおいて、より広い観点からの政策課題に取り組むことが必要となっています。

(2) 地方分権の進展と行政能力向上の必要性

市町村は住民に対し最も身近な自治体として、複雑かつ多様化する住民の行政ニーズに的確に応えていくため、専門的で質の高いサービスの効率的な提供が望まれています。

また、市町村の行うべき行政事務は、地方分権に伴い各種権限委譲とともに増大しつつあります。

このような中、これから行政運営に求められることは、自ら政策を立案し決定とともに、より責任ある行政サービスが必要となってきています。

(3) 少子高齢社会や環境問題への対応

本格的な少子・高齢社会を迎えるにあたり、総合的な少子化対策や、医療・保健・介護保険などの行政需要は今後も増大していくと思われます。ますます増えることが予想される高齢者の福祉・保健・医療や地球温暖化などの環境問題に対応するため、スケールメリット（規模の利益）を活かした、人員の確保、専門家の育成は急務であり、きめ細かいサービスを提供していくための組織強化が求められています。

(4) 行財政の効率化

限りある財源を有効に活用し効率的な行政を推進していくためには、行政事務を共通化するとともに、各地に分散する施設の共同利用など、効果的な施策の展開と行政運営体制を整える必要があります。

また義務的経費や経常経費の節減に努め、健全な財政運営を維持することが求められています。

3. 策定の方針

(1) 趣旨

本計画は、12市町村の合併後のまちづくりを、総合的かつ効果的に進めることを目的とし、12市町村の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に資するため策定するものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、

- ① 「新市将来構想」に基づく新市建設計画のための基本方針
- ② その基本方針を実現するための新市の根幹となるべき主要事業に関する事項
- ③ 公共的施設の適正な配置及び統合整備に関する事項
- ④ 新市のまちづくり事業等を反映した財政計画

を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画は平成17年度から平成31年度までの15年間とします。

II 新市の概況

1. 位置と地勢

新市は愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海に浮かぶ大小の島々で形成された島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、平野部から青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。

位置関係



2. 自然条件

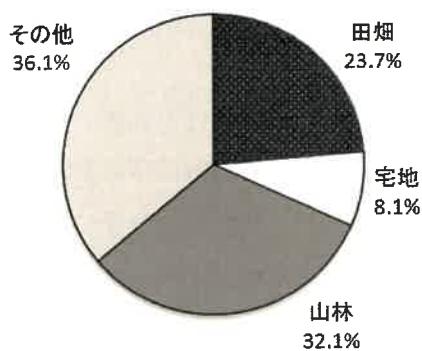
瀬戸内海気候区に属し、年平均気温 15~16 度、平均降雨量 900~1,300mm 程度の温暖寡雨な気候です。

日本三大急潮のひとつとして知られる来島海峡や、緑豊かな高縄山系など、各地に国立公園や県立自然公園の区域を有し、豊かな自然環境に包まれています。

3. 面積

新市は東西 25km、南北 45 km にわたり、その面積 420.02 km² のうち、田畠 24%、宅地 8%、山林 32%、その他 36% の土地利用構成となっています。

土地利用状況



資料: 愛媛県統計年鑑(平成23年版)

4. 人口・世帯数

人口は、過疎化少子化などの進展により、減少傾向が続き、平成 22 年には 166,532 人となっています。世帯数は核家族化（特に独居老人世帯）の傾向が顕著となり増加していましたが、平成 22 年には人口の減少もあり微減傾向となっています。



資料: 国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

就業人口は全体として減少し、平成 22 年には 73,907 人となっています。産業別では、第一次産業の減少が最も顕著で、第二次産業は平成 2 年以降減少しています。第三次産業においても、平成 12 年以降減少の傾向にあります。



資料：国勢調査（総数には分類不能を含む）

III 主要指標の見通し

新市の人口は、少子化や過疎化の影響から減少傾向が続いている、平成32年には149,964人と平成12年より30,663人減少する見込みです。しかしながら主要施策の展開や成長性の高い産業の誘致、起業の支援などにより、瀬戸内の中核的な都市をめざし、魅力ある地域づくりに計画的に取り組みます。

年齢別人口では、今後とも高齢者人口の増加が続くと見通されますが、年少人口、生産年齢人口は著しく減少すると予想されます。このため、新市における少子化対策や住宅、雇用対策の展開を図り若者の定着を促進することにより、これらの年少人口、生産年齢人口の減少の抑制と高齢化率の上昇の抑制を図ります。

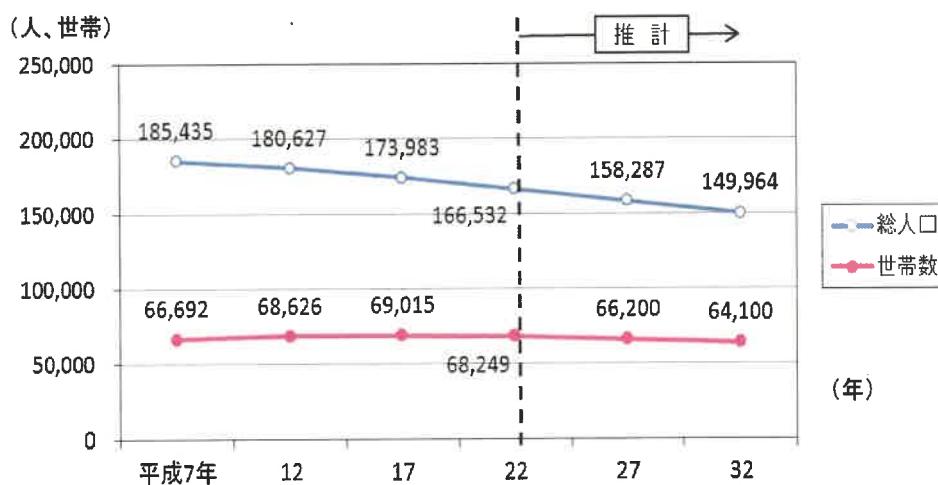
人口・世帯数等の見通し

	平成7年	12	17	22	27	32	(人、世帯)
総人口	185,435	180,627	173,983	166,532	158,287	149,964	
(平成12年=100)	—	100.0	96.3	92.2	87.6	83.0	
年 齢 階 層 別							
年少人口 (15歳未満)	28,887 15.6%	25,068 13.9%	22,893 13.1%	20,842 12.5%	18,523 11.7%	16,366 10.9%	
生産年齢人口 (15~64歳)	119,982 64.7%	114,626 63.4%	106,758 61.4%	97,664 58.6%	86,891 54.9%	79,777 53.2%	
老年人口 (65歳以上)	36,564 19.7%	40,931 22.7%	44,319 25.5%	47,792 28.7%	52,873 33.4%	53,821 35.9%	
世帯数	66,692	68,626	69,015	68,249	66,200	64,100	
(一世帯当たり人口)	2.78	2.63	2.52	2.44	2.39	2.34	
就業者数	90,254	84,721	79,938	73,907	65,200	59,800	
(就業者率)	48.7%	46.9%	45.9%	44.4%	41.2%	39.9%	

総人口には「年齢不詳」が含まれるため、年齢階層別人口の合計と合わない場合がある

国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」をベースに算出

人口・世帯数の見通し



IV 新市建設の基本方針

1. 基本理念

新市のまちづくりは次の3点を基本理念とします。

●若者や人口が定着するような活力のあるまちづくり

地域が自立し、発展していくためには、産業の振興が欠かせません。成長力ある産業の存在は、就労機会を拡大させ、若者の定着を促し、まちに新鮮な力をもたらします。地域産業の育成や都市基盤を整備することにより新たな産業を呼び込み、地域の特性に応じた居住環境を整えていくことによって、豊かさをみんなが共有し、躍動感あふれた活力あるまちをめざします。

●高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して心豊かに暮らせるまちづくり

人が生活していくうえで最も大切なことは、そこで暮らすだれもが、どのような環境においても、地域社会の一員として尊重され、健康で安全な生活を営めるとともに、自らを高めていくための機会に恵まれることです。防災対策に取り組み、自然と調和した循環型の生活環境、保健・医療環境や、教育・学習環境の充実により、安心して心豊かに暮らせるまちをめざします。

●多くの人が訪れる魅力あるまちづくり

21世紀は新たな感動を求め、地球規模で人が動く「大交流時代」といわれています。本地域は風光明媚な海・山の自然、伝統ある歴史・文化や世界に誇れる瀬戸内しまなみ海道などの恵まれた地域資源を有しています。このようなすばらしい新市の姿を私たち自身が再発見し、さらに磨きをかけ、情報発信していくことにより、多くの人の来訪を促し、訪れた人たちとともに感動を分かち合えるような魅力あるまちをめざします。

2. 将来像

今治市及び越智郡 11 か町村の地域には、多島美を誇る瀬戸内と、緑深い森林や清流などの自然、そして古墳群・水軍遺跡・城郭に見られる歴史や、祭り、四国遍路など人々の営みの中で育まれた、多彩で特色のある「文化」が息づいています。このような自然、歴史、文化を背景に社会基盤を整備することにより、産業も着実に発展してきました。

また、瀬戸内の中央に位置し、しまなみ海道の起点という地勢を活かし、新しい時代に対応した、誇れるまちづくりも進めてきました。

こうした特徴を活かして、新市の将来像を以下のとおり定めます。

将来像

**私たちの手で創る
“個性きらめき 感動あふれる 瀬戸のまほろば”**

この地域の豊かで落ち着いた海・山の自然は、人々の心に安らぎを与え、また立地を活かした産業は活力を生み出しています。そのような恵まれた環境のなかで、一人ひとりが個性、持てる「わざ」を活かし、主役となって、それぞれの地域を大切にしたい。そして、だれもが健康で心豊かに暮らせるまちをつくりたい——。この「将来像」にはそんな意味が込められています。

「個性」には、都市の個性はもちろん、住民一人ひとり、またそれぞれの地域が個性的であり続けたいという意思も含まれています。みんながきらめき、輝くことによって、自ずと地域全体も光輝きます。

きらめく個性を活かし、「出会い」「交流」を進めていくことにより、人も産業も活性化した、「感動に満ちあふれた地域」を私たち自身の手で創り、新しいまちが本当に素晴らしい地域、すぐれた、よい所=「まほろば」として、繁栄し続けることをめざします。

3. 基本目標

新市の将来像を実現するため、まちづくりの基本目標を以下のとおりとします。

魅力に満ちたにぎわい交流都市

本地域は、瀬戸内海の中央、交流・交易活動の拠点として発展してきました。交通網が整備され拠点性が高まるなかで、中四国における交流拠点としての重要性を一段と増しつつあります。島しょ部や中山間地域などの豊かな自然・風土・文化など、交流のための素材もたくさんあります。交流のなかから、新たな出会いが生まれ、魅力が高まり、一層、交流が促進されるという好循環が期待できます。

さらに、高度情報通信社会の進展に伴い、あらゆる交流基盤として高度情報通信ネットワークの形成を図る必要があります。

また、本地域固有の資源の再発掘と創造、有機的なネットワーク形成のほか、情報発信基盤・交流施設・商業施設などの整備を進めるとともに、来訪者をあたたかく迎える「もてなしの心」の醸成により、多様な交流の舞台として、内外から人や企業を引き付ける魅力に満ちた、「住んでよし」「訪ねてよし」の、にぎわい交流都市をめざします。

自然と暮らしが調和した快適環境都市

人々の関心はゆとりある生活空間・生活環境を求めるとともに、質の高い生活への志向、自由な選択や生きがい、自己実現を求める傾向へと向かっています。海・山の美しい自然環境は、私たちに潤いを与えてくれるものとして、かけがえのない財産であることから、その保全に努めるとともに、市民が接していく機会を広げます。また、安全安心で自然と調和した快適な生活環境の整備に努めるとともに、環境と共生していくため、環境負荷の小さい新エネルギーの導入や、限られた資源を循環利用（リサイクル）していく「循環型社会」の形成に努めます。

こうした取組みにより、「職」「住」が接し、自然と暮らしが調和した、ゆとりとやすらぎを持って定住しうる、快適で住みよい豊かなまち、他地域からも「住んでみたい」と思われるまちを築きます。

あたたかな心で支え合う健康・福祉都市

誰もが健康で社会の中で活動し活躍するためには、住民、企業、行政が信頼厚いパートナーシップ（協力関係）を築くとともに、住民それぞれが認め合い、あたたかな心で協働

(注) していくことが求められています。

そのためには、住民一人ひとりが生涯にわたり健康であることが大切であり、自らの健康づくりと、地域医療や救急医療などの医療体制の整備・拡充が必要となります。

また、地域福祉の推進など住民が主体となった活動の育成と支援を充実させるなかで、地域社会の連携による子育て支援体制や、高齢者・障害者等の自立と社会参加への支援を行い、少子・高齢社会の進展のなか、全ての住民がともに楽しみ、親しみ、ふれあいの輪を広げ、ノーマライゼーション^(注)の理念を基本とした心の通う健康・福祉都市をめざします。

(注) 協働 : 互いの理解と信頼関係に立ち、一つの目的に向かっていくこと

ノーマライゼーション : 社会的な不利を持つ人も持たない人も、あるがままの状態で同等の権利を享受できる社会

活力あふれる産業元気都市

本地域の産業には、多様な地場産業や、温暖な気候を活かしたかんきつ・花き・畜産等の農林業、瀬戸の潮流の恵みを受けた水産業があり、また交通の拠点として商業も栄えてきました。地域が発展していくためには、技術やデザインの高度化、商品・製品の高付加価値化による経営基盤強化の支援など、地域の特性を活かした適切な施策が求められます。このため、試験研究機関をはじめとした産業支援機能の充実、産業基盤の整備、市街地や商店街の活性化などを進めます。

さらに、地域経済を活性化させていくため、エネルギー産業やデザイン系企業など、新たな産業の導入・育成により、若者の定着に不可欠である魅力的な就労機会・雇用の場の創出によって、人口の定着を図るとともに、人材の流入を図ります。

産業界・関係機関・行政と地域が共に連携して、産業を生み出す土壤を育て、まち全体からバイタリティが湧き起こる、活力あふれる地域づくりをめざします。

地域が連携する教育・文化・スポーツ都市

未来を担う子どもたちの育成のため、情報化・国際化に対応した充実した教育環境のもと、海・山・里の自然の中での生きた学習や、地域の人々とのふれあいにより、一人ひとりの個性を伸ばし、優しい心とたくましい力を持つ子どもたちを育てます。

社会教育施設などを活用し、生涯学習や芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動へ市民が積極的に参加していくなかで、世代や地域を越えたふれあいが生まれるよう、環境の整備を図ります。

また、本地域にはそれぞれ独自の歴史・伝統文化があり、これらを守っていくとともに、地域での住民のふれあいや交流の場の拡充に努めるなかで、新しい市民文化の創造をめざします。

4. 土地利用構想

新市の地域特性を考え合わせ、7つのゾーンに分け、それぞれの特性に合わせた活性化策を実施していきます。

①シティコアゾーン

新市のコア（核）として、都市型産業集積、商業機能の集積促進により、地域内外から人々の集う「にぎわい空間」を創出するとともに、流通・業務、試験研究・高等教育機能、住宅、公園などを整備し、広域交流・地域連携の拠点づくりを図ります。

②工業・流通ゾーン

道路・港湾等の産業基盤の整備を図り、周辺の住宅地・農地との調和、環境への影響に留意しつつ、流通機能を整備し、製造・流通・業務系の産業立地を促進します。

③市街地形成ゾーン

緑豊かな環境に配慮しつつ、生活環境の一層の整備を図るとともに、ハイテク（先端技術）型・内陸型工業などの導入により、活力に満ちた産業活動と生活・居住環境とが調和した市街地形成を図ります。

④農住共生ゾーン

優良農地の確保と農業生産基盤整備など農業振興との調和を図りながら、下水道、福祉介護施設、身近な公園等の整った快適な居住環境づくりに努めるとともに、恵まれた立地を活かした宅地の供給などにより、定住人口の受け入れを図ります。

⑤観光レクリエーションゾーン

しまなみ海道をはじめ瀬戸内の景観と歴史資源に恵まれた特性を活かして、散策コース、スポーツ・レクリエーションや体験・保養交流機能の充実に努めます。

農漁村における生活環境の一層の向上を図るため、生活排水処理対策、医療・福祉機能などの整備を促進します。また、Iターン、Uターン者の受け皿づくりを推進します。

⑥体験型アイランドゾーン

自然の中で地域に滞在して農漁業を体験するゾーンを提供するとともに、農海産物を活かす施設の導入を検討します。

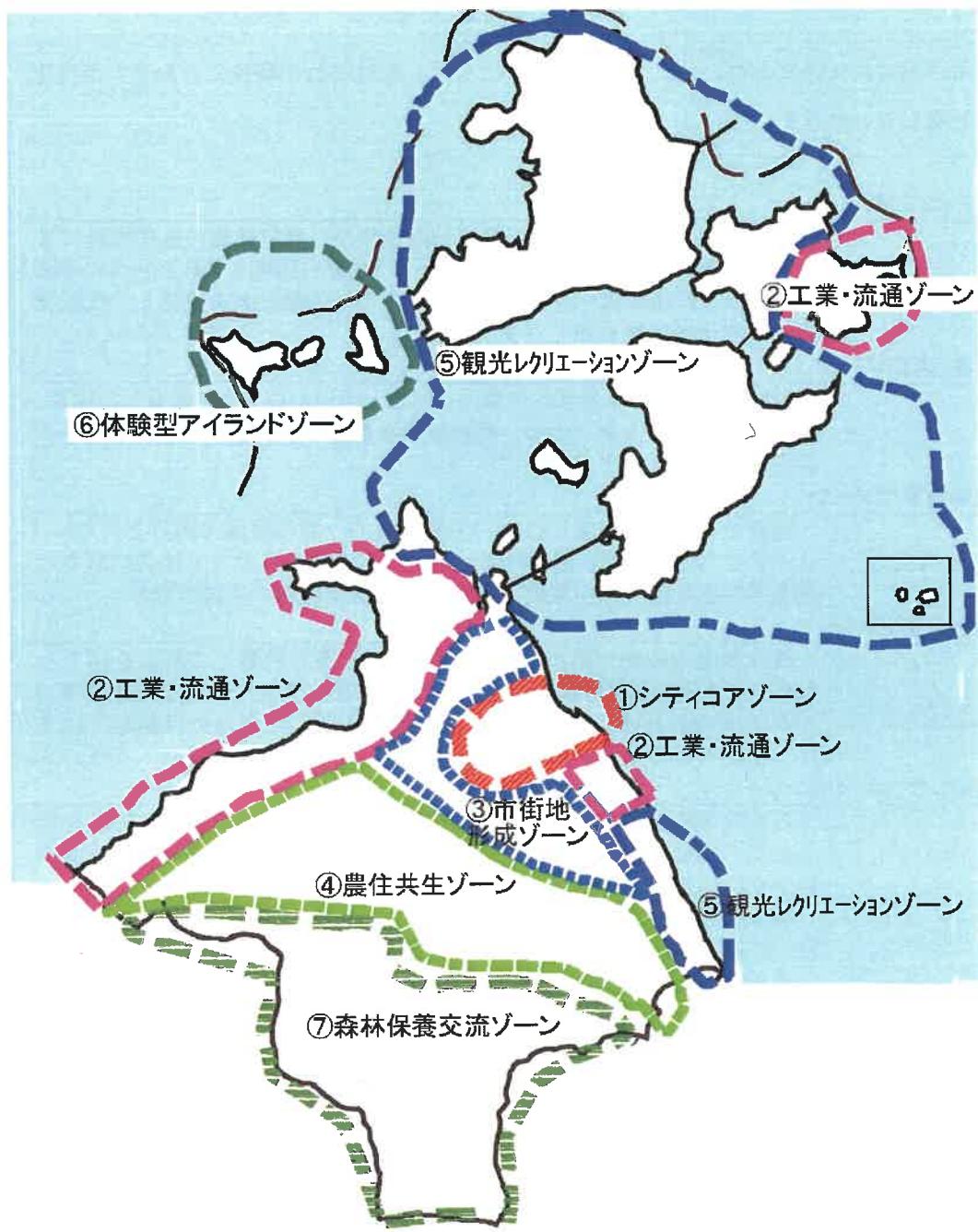
生活環境の一層の向上を図るために、広島県島しょ部とも連携し、生活道路、港湾、生活排水処理対策、がけ崩れ対策など生活環境の一層の充実を図るとともに、交流人口の受け入れ並びに住民のライフライン（注）の一つとしての航路の維持に努めます。

（注） ライフライン：人々の日常生活の維持に必要不可欠な機能・サービスや社会基盤

⑦森林保養交流ゾーン

市街地に近く、恵まれた森林や河川、温泉を活かした散策コースの設置など、保養・交流機能の充実を図ります。

山林については、木材をはじめとする林産物の生産林としての活用のほか、水源保全林・生態保全林として活用を図ります。



V 新市の主要施策

i 施策体系

新市の将来像の実現に向けて、新市における主要な施策を、次のとおり積極的に展開します。

市民と行政と地域が知恵と力を合わせ協力し、次世代に誇れるまちを創ろう！



ii 主要施策

1. 魅力に満ちたにぎわい交流都市づくり

新市域内外の交流を盛んにし、合併の効果が実感できるまちを創ろう

(1) 交通基盤の整備

地域内外の交流を促進していくため、瀬戸内しまなみ海道の通行料金低減に向けて、国・本四会社に対し、県・関係市町と連携した取組みや諸施策を検討し積極的に働きかけるとともに、幹線道路や港湾など、交通基盤の整備を推進します。

また、新市域内の交流と市民の生活を支える手段として不可欠な交通を確保していくため、旧行政区間や集落を結ぶ幹線道路網の整備やＪＲ予讃線、バス路線、航路の維持と充実を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
しまなみ海道の料金低減	<ul style="list-style-type: none">● 瀬戸内しまなみ海道の通行料金負担低減 通行料金負担低減に向けた取組みの推進
公共交通機関の拡充整備	<ul style="list-style-type: none">● バス路線の維持・見直し 生活バス路線の確保 公共施設などの状況を反映した見直し● ターミナル・駅前広場の整備 ターミナルや駅前広場などの改修による利便性の向上● 離島航路の再編維持 利便性のある航路の確保● 旅客航路の拡充支援 地域住民や観光客の動向に合わせた旅客航路の拡充支援
幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none">● 高速道路関連の整備 今治小松自動車道の整備● 主要幹線道路の整備 国道・県道・主要な幹線道路（市道）の整備● 街路の整備 都市計画街路の整備
港湾整備	<ul style="list-style-type: none">● にぎわいのある港湾整備 魅力的なハーバータウンの形成

(2) 高度情報通信ネットワークの形成

最先端レベルの情報通信基盤の整備により、生活支援情報サービス及び行政サービスを充実させ、地理的・時間的制約の解消を図るとともに、産業活動を支援する情報システムの構築を推進します。

また、情報通信技術に係わる人材の育成・確保や各種ソフト事業の実施など、高度情報都市の実現をめざす施策に取り組むとともに、国内外との情報の受発信によるグローバルな（国際的な）交流活動を推進します。

同時に、個人情報の保護や犯罪の防止に取り組みます。

主 要 事 業	事 業 概 要
高度情報通信ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">● 高度情報通信基盤の整備<ul style="list-style-type: none">地域インターネット基盤整備 (注) CATV の拡充整備

(注) 地域インターネット：市町村など一定の地域内の行政、教育、福祉、防災などの情報化を図るために公共施設間を光ファイバー網で結んだ高速の情報ネットワーク網（情報伝達手段）

（3）交流の受け皿整備

環瀬戸内の陸と海との交通拠点としての利点を最大限に活かし、人々の活発な交流を促進するため、中核的な交流拠点の整備を推進します。また、新市には海・山・渓谷の自然に加え、瀬戸内しまなみ海道、道の駅、温泉・温浴施設、美術館、特色ある公園などの交流資源も多いことから、それらをネットワーク化していくとともに、各地の資源を活かした特色ある交流の受け皿づくりを展開します。

主 要 事 業	事 業 概 要
交流拠点の施設整備	<ul style="list-style-type: none">● 地域独自の交流拠点施設整備<ul style="list-style-type: none">今治西部丘陵公園玉川湖畔の里周辺開発、鉱泉再開発多々羅しまなみ公園整備● 交流資源のネットワーク化<ul style="list-style-type: none">各地に点在する交流資源のネットワーク化

（4）交流活動の推進

瀬戸内しまなみ海道、瀬戸内海航路、水軍遺跡、四国遍路など、本地域の特色ある観光資源を活かした多様な交流活動を推進するとともに、各地のスポーツ施設や宿泊研修施設における自然や文化とのふれあい体験、瀬戸内海を横断する自転車・歩行者道など、この地域独自の資源を活かした交流を活発化させます。

また、交流活動の根底となる、来訪者を温かく迎え入れ、積極的に交流を進める、「ホスピタリティ（もてなしの心）」の一層の醸成に努めます。

さらに、国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いを理解し、認め合うことが求められていることから、市民一人ひとりが国際感覚を身につけられるよう、幅広い国際交流をめざします。

主 要 事 業	事 業 概 要
もてなしの心の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光ボランティアの育成 地域資源を生かした観光ボランティアの育成
観光資源の活用と交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光資源の活用と交流活動の推進 瀬戸内しまなみ海道の自転車歩行者道、水軍遺跡・伝説などの地域独自の資源を活かした交流活動の促進
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流の推進 海外研修・視察の推進 交流機会の拡大と受け入れ体制の整備

2. 自然と暮らしが調和した快適環境都市づくり

地球的な環境課題に目を向け、大きな視野に立ったまちを創ろう

(1) 水資源の確保

水源の開発、水利調整及び健全な水循環機能を維持・増進するため、「緑のダム」ともいわれる水源林を保全・整備し、水源かん養機能の向上を図るなど、水資源の安定確保に向けた取組みの推進と、水資源の安定供給を図ります。

また、限りある水資源を有効に活用していくため、生活や事業活動の中での循環利用や雨水利用などの節水対策を推進します。

主 要 事 業	事 業 概 要
水資源の安定的確保	<ul style="list-style-type: none">● 上水道施設の整備 クリプトスピリジウム^(注) 対策施設整備 浄水場など上水道・簡易水道施設の整備● 水資源の開発 水源の確保（水道水源の増補など） 利水計画の見直し 節水対策の推進
水源林の保全整備	<ul style="list-style-type: none">● 水源の森林の保全整備 森林の水源かん養機能の向上

(注) クリプトスピリジウム：胞子虫類のコクシジウム目に属する寄生性原虫で、胃に寄生する大型種と腸管に寄生する小型種があり、感染した場合、腹痛を伴う水溶性の下痢と嘔吐・発熱の症状が出る

(2) 循環型社会形成

地球環境を守るため、住民の環境に対する意識を高め、限りある資源を大切にする「循環型社会」の形成を図ります。

環境にやさしい生活・ライフスタイル、事業活動を普及・定着させていくためには、環境を守るのは一人ひとりであるという意識を高めることが必要であり、環境教育・環境学習を拡充するとともに、行政における環境に配慮した製品の積極的利用（グリーン購入・グリーン調達など）を推進します。

周辺環境に影響のない信頼性・安全性の高い廃棄物処理施設、最終処分場の計画的な更新や、廃棄物減量・分別収集・リサイクルシステムの構築に向けての意識啓発を進めいくことにより、排出量の抑制と適正処理を推進します。

また、瀬戸内海の環境を向上させていくため、下水・生活雑排水対策については、公共下水道、農漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽の設置など、その地域特性に応じた整備手法により、早期の普及促進に努めます。

主要事業	事業概要
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設などの整備 下水道事業（公共下水道・農漁業集落排水など） 合併処理浄化槽の普及促進
省資源・リサイクル活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル施設の整備 リサイクルプラザの整備 下水汚泥処理施設の整備 ● ごみ減量・リサイクル活動の促進 市民団体・各種グループによる資源回収事業の促進
環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 焚却施設の整備 ごみ焼却処理施設の整備 ごみ中継ステーションの整備 ● 廃棄物最終処分場の確保 一般廃棄物最終処分場の確保 ● し尿処理施設の整備 し尿処理施設の整備 ● 墓地・火葬場施設の整備 火葬場施設整備 墓園整備

（3）自然環境との調和

瀬戸内海国立公園や県立自然公園など、本地域特有の海山川の優れた自然環境・自然景観が失われないよう、良好な環境の維持に努めるとともに、自然に親しむ機会を提供していくため、ビオトープ^(注)など水辺空間や緑地空間を整備していきます。

さらに、市街地緑化に努め、住民参加による花づくり運動などにより、潤いのある都市空間の形成を図ります。

公共事業においては、自然環境や景観への影響ができる限り少なくするとともに、動植物の生息環境に配慮し、間伐材などの自然材・リサイクル材の利用促進に努めます。

（注）ビオトープ：特定の生物群集が存在できるような環境条件を備えた地域

主要事業	事業概要
自然に親しむ空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・広場などの整備 公園緑地の整備 ● 花づくり緑化運動の推進 住民参加による花づくり緑化運動の推進
環境教育の推進と場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動の推進 住民が主体となった環境保全活動の推進 微生物を活用した水質浄化システムの促進 ● 環境教育の推進 環境ボランティアなどを活用した学校・地域における環境教育の推進 自然体験施設の整備

(4) 災害に強いまちづくり

住民の日ごろからの防災意識を高めるとともに、災害の未然防止や被害を最小限に止めるため、海岸・河川・ため池・土砂災害危険箇所における防災対策を進め、都市基盤施設、生活基盤施設などの防災機能・災害対応力の強化を図ります。

また、自主防災組織の整備や防災情報システムを再構築し、災害に強いまちづくりを推進します。

主 要 事 業	事 業 概 要
防災対策機能の強化	<ul style="list-style-type: none">● 地震防災対策 　　公共施設・学校などの耐震診断及び補強工事● 高潮・津波対策 　　高潮対策事業（防波堤・離岸堤など） 　　海岸整備事業● 治水対策 　　治水対策事業（樋門・ポンプ施設など）● 土砂災害対策 　　土砂災害対策事業● 農地防災対策 　　ため池等改修整備● 防災組織・施設の整備 　　防災センターの整備 　　消防施設の整備・更新 　　（緊急通信指令システム・消防艇など） 　　防災行政無線の整備・更新 　　自主防災組織と関係機関の連携強化

(5) 市街地の整備

ユニバーサルデザイン^(注)のまちづくりと、交通の利便性・安全性の確保を基本に、都市の「顔」としての港やまちなかへの憩い・にぎわいの空間の設置により、人々が中心市街地に出かけ、人々とのつながりの輪を広げることができる場を提供するとともに、景観に配慮した特色ある街路や、自転車・徒歩で利用しやすい街路の整備を進めます。

また、緑化協定・建築協定や地区計画制度などを取り入れることによって、快適で良好な住環境づくりを促進します。

周辺市街地は地域の生活の場、コミュニティを醸成する核として、地域の人々に親しまれる安全で快適な空間の整備を推進します。

(注) ユニバーサルデザイン：バリアフリーの概念を受け継ぎ、より広い意味で誰にでも使いやすい造りのこと
「バリアフリー」は社会生活における様々な障害（バリア）を取り除き（フリー）、高齢者や障害者にも使いやすい環境づくりという意味

主 要 事 業	事 業 概 要
生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県・市道・生活道路の改良 生活に密着した市街地・集落内道路の改良整備 ● 県・市道・生活道路の維持修繕 県・市道・生活道路の修繕・舗装維持補修 ● 安全な道路環境の整備 自転車・歩行者道の整備 交通安全施設の整備
市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地再開発事業の促進 市街地再開発事業 密集住宅市街地整備事業 官庁街区の整備 庁舎整備事業 ● ユニバーサルデザインのまちづくり バリアフリー道路整備 ターミナル整備改修など ● 都市景観の整備 植栽や地区計画制度の活用による都市景観の整備

(6) 宅地・住宅供給

住民がいつまでも快適な生活を営めるよう、多種多様な生活様式に合わせた住宅地の確保と若者の定住化を促す宅地の提供に努めます。また、公営住宅においては、計画的な改修及び建設を進めます。

主 要 事 業	事 業 概 要
快適で良好な住宅環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅の建設・管理 公営住宅の建設及び計画的改修 ● 宅地の造成 定住化を促す宅地の造成・提供

(7) 新エネルギーの導入

限りある資源の有効活用や環境に調和したまちづくりに資するとともに、環境に配慮した都市イメージを構築するため、クリーンエネルギー車の導入や、太陽光や廃棄物を利用したエネルギー利用など、地球にやさしい新エネルギーの導入を検討します。

主 要 事 業	事 業 概 要
新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 新エネルギーの導入 太陽光発電（ソーラーシステム）の導入推進 天然ガス車の導入推進

3. あたたかな心で支え合う健康・福祉都市づくり

市民が安心して健康に暮らせるまちを創ろう

(1) 医療体制の拡充

かかりつけ医の普及や広域的な協力・支援体制づくりを検討し、健康増進や疾病予防から治療、リハビリテーションに至る包括的な医療体制の確立などに努め、地域医療体制の充実を図ります。

また、高度情報通信技術を活用した医療情報システムの整備を進め、救急医療体制の整備を図るとともに、保健センターを専門的・技術的拠点として充実させ、保健所や医療機関との連携により、きめ細かな保健活動を展開するなど、生涯を通じた住民の健康づくりに努めます。

さらに、大規模災害による医療機能の低下などに対応するため、関係医療機関の協力のもと、災害時における医療救護体制の整備に努めます。

主要事業	事業概要
救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 救急医療・救護体制の整備 高度救急医療施設の整備検討 離島及び県域を越えた緊急医療体制の充実
保健医療施設の充実	<ul style="list-style-type: none">● 保健センターの充実 保健センター施設の整備● 医療ネットワークの構築 高速情報回線を活用した医療システムの検討 保健所・医療機関との連携強化

(2) 生涯健康づくり

「自分の健康は自分で守っていく」ことを基本に、住民が主体的に健康管理を実践することができるよう、保健所、関係機関及び団体との連携を強化し、各種健康診査や健康相談、健康教育の充実を図ります。

主要事業	事業概要
健康診査・健康教育・健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none">● 正しい生活習慣の定着・確立のため、各関係機関と連携を取り支援対策を充実● 生活習慣病の予防と早期発見のための健康診査・健康教育の充実● 各種健康診査等において、必要な者に対して個別の健康教育、相談サービスの充実
健康づくりを支える環境整備	<ul style="list-style-type: none">● 健康づくりボランティア意識の定着や組織の活性化● 健康づくりボランティアの養成

(3) 地域福祉の充実

年齢、性別、家庭環境や障害の有無を越えて、すべての人々が地域社会の一員として尊重され、また、自ら選んだ生き方により、その能力が十分に発揮できるなど、生きがいと誇りとを持って社会に参加することができる環境づくりを進めるため、住民が相互に支えあう福祉ネットワークづくりや、福祉ボランティアの育成支援など、思いやりのある地域福祉体制を推進します。

主 要 事 業	事 業 概 要
福祉ボランティアの育成支援	<ul style="list-style-type: none">● 福祉ボランティアの育成支援ボランティアセンターの活用福祉ボランティアの組織化支援

(4) 子育て支援

児童館や児童公園の整備など児童の育成環境を整え、家族形態の変化や働き方の多様化に合わせた保育サービスを充実するとともに、保健所などの身近な相談窓口や地域の高齢者、N P O（民間非営利団体）による子育て支援サービスなどの拡充により、子育てに対する不安を和らげ、健やかな子どもを生み育てていける体制を整備します。

主 要 事 業	事 業 概 要
子育て支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 保育所・児童館の整備 保育所の整備・改修 児童センター・児童館の整備● 子育て支援サービスの充実 身近な相談窓口における子育て支援サービス ボランティア組織・N P O 活動などによる子育て支援サービスの充実

(5) 高齢者・障害者等の社会参加促進

高齢者が生きがいを持ち、積極的な社会参加を促進するため、生涯学習・文化活動・地域の伝統行事など、多くの人々と心の交流ができる場を提供するとともに、経験ある知識・技能をさまざまな場で発揮していくよう、その条件を整備していきます。

また、障害を持つ人々についても積極的に地域社会とのふれあいが図られるよう、就労支援や公共施設のバリアフリー化促進、支援施設の整備など、環境整備を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
高齢者の社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域とのふれあい促進 地域における学習・レクリエーション活動への参加促進 公共施設のバリアフリー化推進 ● 就業機会の拡充 シルバー人材センターを活用した就業機会の拡充
高齢者や障害者が安心できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・入居・支援施設の整備 介護老人福祉施設・障害者支援センター・授産施設などの整備

4. 活力あふれる産業元気都市づくり

産業の振興に努め、人口が定着するまちを創ろう

(1) 高次都市機能の強化

試験研究機能やインキュベーション（起業支援）機能、あるいは最先端の情報通信基盤などの高次都市機能を強化し、企業にとって魅力的な環境を提供することにより、デザイン、設計、ソフトウェア・情報関連、環境関連など都市型新産業の誕生を促し、その成長と活性化を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
企業誘致と都市型新産業の創出支援	<ul style="list-style-type: none">● 高次都市機能の整備 新都市整備事業の推進● 企業誘致と都市型新産業の創出 企業用地の提供と起業家支援

(2) 農林水産業の振興

農業については、都市近郊、島しょ部、中山間地とさまざまな営農条件を有し、基幹作物や経営規模にも違いがあることから、関係機関・団体と連携し、地域農業の支援体制づくりの推進や地域性に合わせた施策展開のほか、「地産地消」の推進とともに、「地域ブランド」の開発とアピールを行っていきます。

林業では、木材をはじめとする林産物の生産のほか、土砂災害等の防止、水源かん養、生物多様性の保全、大気の保全（二酸化炭素吸収）、保健休養の場の提供など、森林の公益的機能に一層目が向けられつつあるところから、環境・生態保全林、水源林として機能増進を図ります。

また、水産業においては、漁港や漁村における生活環境などの整備のほか、水産資源管理を進めるとともに、関係団体と地域とが一体となって「地域ブランド」の強化をめざした取組みを推進します。

主 要 事 業	事 業 概 要
生産基盤の整備と振興支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林道の整備 <ul style="list-style-type: none"> 農道整備 林道整備 ● 農林業基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ため池改修整備 農業用排水施設の整備 ほ場整備 農産物加工センター整備 森林の保全整備 ● 水産業基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> 漁港・漁場の整備（増殖場・築いそなど） 水産物产地市場の統合・整備 地域水産物供給基盤の整備 ● 地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域生産物供給基盤の整備・物産交流館の整備 産業・農業まつりの充実

（3）商工業・運輸業の振興

技術高度化・人材確保への支援、研究開発機能の強化や産・学・官の連携・協力による共同開発・共同研究の推進などのほか、中小企業の技術の高度化、経営体质の強化、人材育成などを支援していきます。さらに、瀬戸内の陸・海の交通拠点としての立地を活かし、流通・製造など雇用吸収力のある企業立地の誘致に努めます。

タオル・アパレル（衣服・繊維）・造船・石材業・製瓦業をはじめとした地場産業については、まちづくり活動と連動した取組みを促し、販路開拓や新商品開発、後継者等の育成を支援します。さらに伝統産業について保護育成を図ります。また、海運業については地域の特色ある産業として、経営基盤の強化を推進します。

商業・流通業については、市街地・商店街の整備や魅力あるサービス機能の導入、イベント活動をはじめとした活性化を支援していきます。

主要事業	事業概要
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の活性化 商店街活動の支援 中心部居住促進による活性化
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の振興 販路の開拓、人材の育成などによる地場産業の振興 ● 企業立地の推進 企業立地の推進による工業の活性化
運輸・流通業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾の整備 岸壁・物揚場・泊地などの整備 ● 流通業の振興 ターミナル機能の拡充整備
産・学・官の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 産・学・官の連携強化 愛媛県繊維産業技術センターの充実 企業との連携強化による新製品・新商品開発、販路開拓の支援 ファッショントウン推進事業への支援

(4) エネルギー産業の振興

エネルギー基地の円滑な立地など、エネルギー産業の育成を図ります。

また、太陽光、廃棄物発電、バイオマス^(注)利用など、新エネルギーの利用についても検討し、環境にやさしいエネルギー産業の振興に努めます。

(注) バイオマス：木材、水産物など生物有機体を原料として発生させるエネルギー。

主要事業	事業概要
エネルギー産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー基地の整備振興 LPG基地の立地促進 バイオマスの研究と活用

(5) 観光の振興

「しまなみ」ブランドを活かした観光を振興するため、観光施設の整備・グレードアップ、観光推進組織の強化、近隣地域と連携した観光客誘致を図ります。

また、グリーン・ツーリズム、産業観光、自然・文化体験観光などの「体験型観光」を推進します。

主要事業	事業概要
観光産業施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光施設の整備とルートの形成 観光施設のグレードアップ 周遊道路・観光施設などの整備 観光関係団体の組織体制強化 ● 体験型観光の推進 海浜ふれあい館などの整備 地場産業を活用した産業観光の推進

(6) 産業を担う人材の育成

今治コンピュータカレッジや波方海上技術短期大学校、その他関係機関と連携し、変化の激しい時代に対応した職業教育・訓練のためのプログラムの充実を支援し、高度の専門性を有した人材の育成を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
人材の育成	<ul style="list-style-type: none">● 担い手の育成支援 農林漁業後継者の育成支援● 人材育成機関の支援 職業教育・訓練のためのプログラム充実の支援
企業間連携の促進	<ul style="list-style-type: none">● 企業・組合など相互連携の促進 異業種間交流の推進

5. 地域が連携する教育・文化・スポーツ都市づくり

地域の歴史、文化、伝統を大切にするまちを創ろう

(1) 未来を担う子どもたちの育成

地域の未来を担う子どもたちを健やかに育てるため、家庭と地域と学校・教育委員会との関係をより一層強化し、「地域の教育力」を高めます。

また、新市は山・里・街・漁村など多様な学習環境にあるところから、校外体験学習やスポーツ・文化を通じた学校間交流などを積極的に展開し、子どもたちの「たくましく生きる力」を養うとともに、ふるさとに愛着を持ち、生き物を慈しむ心豊かな子どもたちを育てます。

主 要 事 業	事 業 概 要
子どもが健やかに育つ体制整備	<ul style="list-style-type: none">● 小中学校等施設の整備 幼稚園・学校施設・給食センターなどの改修・整備● 青少年研修施設の整備 体験学習広場の整備 少年自然の家改修● 地域や自然とのふれあい促進 自然体験学習施設の整備 愛護班活動など「地域の教育力」の向上 家庭教育の充実

(2) 高等教育機関の整備

若年層の教育のみならず、地域課題・社会問題の共同研究、社会体験学習、社会人のキャリアアップ（職業技能向上）、教官・学生による事業立ち上げなど、高等教育機関と地域社会とのつながりは新たな展開が期待されており、短期大学の四年制化や大学の誘致など、高等教育機関の充実により、地域の学術・研究・教育機能を強化します。

主 要 事 業	事 業 概 要
高等教育機関の機能強化と誘致	<ul style="list-style-type: none">● 高等教育機関の施設誘致 高等教育機関の誘致促進

(3) 生涯学習の振興

公共施設の開放促進や、図書館の利用促進、指導員の配置、学習グループ活動の支援とともに、高度情報通信網の活用など広域的な生涯学習ネットワークシステムを充実させ、住んでいる地域・年齢・性別・職業や世代間の違いなどを越えて、仲間づくりができ、関心のある分野を自由に選んで系統的に学習を進められる環境を整備します。

また、学習成果の発表・表現の機会を拡充していくほか、培われた学習成果を活かしていけるような環境づくりに努めます。

主要事業	事業概要
生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習支援ネットワークの構築 情報通信システムの活用 指導者人材バンクの活用
生涯学習関連施設の充実	<ul style="list-style-type: none">●資料館・図書館施設などの整備 生涯学習施設の整備 歴史民俗・郷土資料館の整備

(4) 地域文化の振興

歴史に根ざした各種伝統行事・伝統芸能、文化財、遺跡などの地域の文化資源を、それぞれの地域の個性として、保存・伝承していくとともに、保存団体や後継者の養成・確保、さらに青少年の積極的参加を支援し、広く内外に披露する機会を設けることにより、地域文化活動の活性化を図ります。

主要事業	事業概要
伝統的文化の保存伝承	<ul style="list-style-type: none">●文化財の保存活用 文化財の保全 郷土の文化ガイドの作成●地域芸能の保存伝承 地域芸能や行事の保存伝承 祭りの保存と活性化
海洋文化遺跡の保全	<ul style="list-style-type: none">●水軍遺跡などの発掘と保存 各地域に点在している水軍遺跡の発掘と保存 海洋文化イベントの推進

(5) 新しい市民文化の創造

既存の社会教育施設の利活用促進や、拠点的施設を整備することにより、市民の自発的活動の場を提供するとともに、芸術文化公演など新しい文化にふれる機会と場所を提供します。

また、市民の一体感を促進させるため、市民参加型のイベントや祭りを充実していきます。

主要事業	事業概要
市民参加型のイベントや祭りの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 新市イベントの創出 市民参加型新市イベントの創出 地域イベントや祭りの充実
高度な芸術文化に触れる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化交流拠点の整備 芸術文化交流の拠点となる文化ホールの整備 美術館の整備 ● 文化団体などの育成 芸術文化活動の支援

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

愛媛県で予定されている平成29年（2017年）の国体開催をふまえ、総合的な中核スポーツ施設の整備を検討し、各種目の全国大会の開催やプロスポーツの観戦機会の拡充を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブの育成と組織化を支援し、指導者の確保とレベルアップを推進するとともに、地域の特色あるスポーツ・レクリエーション施設や宿泊施設を活用したスポーツ合宿等の誘致を図ります。

主要事業	事業概要
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーション施設の整備 運動公園の整備 スポーツ・レクリエーション施設の拡充整備 ● 海洋レクリエーションの振興 マリンスポーツの推進 ● 各種スポーツの普及促進 全国大会の開催 プロスポーツ観戦機会の拡充 スポーツ合宿などの誘致
スポーツ促進人材組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導員の確保と研修の充実 各種目のスポーツ指導員の確保 相互交流によるレベルアップの促進 ● スポーツクラブの育成 総合型地域スポーツクラブの組織化支援と育成

iii 市民との新たなパートナーシップ形成

～ 次世代に誇れるまちの実現に向けて ～

新市の将来像を実現していくためには、行政と連携した市民のまちづくりへの積極的な参加が不可欠です。そのため以下の施策を推進し、新市の市民との新たなパートナーシップ（協力関係）を形成しながら、市民とともに本計画を推進していきます。

（1）市民参加の促進

住民に最も身近な集落単位のコミュニティを維持・発展させていくための支援を行い、ふるさと意識の醸成に努めるとともに、市民活動を支援するため、市民活動サポートセンターを整備し、地域リーダーの育成をはじめ、市民活動機能の充実を図ります。

また、地域の公共施設を市民活動の場として積極的に開放し、管理運営においても市民の参画を促します。

さらに、一人ひとりが地域社会の中で自ら輝き、共に心豊かに生活できるよう、人権尊重のまちづくりを推進します。

主 要 事 業	事 業 概 要
地域コミュニティの維持と支援	<ul style="list-style-type: none">● 地域コミュニティの維持と支援 公民館・集会所・コミュニティセンターなどの整備 地域コミュニティ活動の活性化
市民活動支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none">● 市民活動支援機能の充実 市民活動サポートセンターの整備
人権尊重のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">● 人権尊重のまちづくり 人権教育の推進 隣保館施設の整備

（2）各種団体との協働

地域づくりを進めていくに当たっては、行政と、市民グループ、事業所、NPO（民間非営利団体）等とのパートナーシップ（協力関係）のもと、各種団体との連携を深めていくとともに、NPO、ボランティア団体などの自発的自主的活動を支援していきます。

主 要 事 業	事 業 概 要
各種団体との協働	<ul style="list-style-type: none">● NPO・ボランティア団体などとの協働^(注) NPO（民間非営利団体）・ボランティア組織の育成支援

（注）協働：互いの理解と信頼関係にたら、一つの目的に向かっていくこと

(3) 男女共同参画社会づくり

固定的な性別役割分担意識の解消と、働く女性の就業環境や労働条件を整備するとともに、育児や介護への男性の参画を促進することによって、男女がともに地域づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
男女共同参画社会の形成	● 男女共同参画社会の形成 男女共同参画センター・働く婦人の家の整備 各種女性団体の育成支援

(4) 地域情報システムの構築と活用

高度情報通信基盤を活用した地域情報システムを構築し、行政サービスの高度化・効率化を図ります。

また、行政からの情報を受け取るのみならず、情報ネットワークを活用して市民の「情報発信力」を高め、行政と地域と市民との一体感の形成に努めます。

主 要 事 業	事 業 概 要
行政情報ネットワークの構築	● 行政サービスの効率化 電子自治体の構築

(5) 地域と行政とを繋ぐシステムの確立

合併により自治体の規模は大きくなりますが、一方では市民による「地域自治」がますます重要になります。それぞれの地域と地域、地域と行政とがしっかりと連携し、行政成果を検証することにより、全体的な発展が可能となります。

そのため、広報広聴の充実や透明性・効率性の高い行政組織の確立を図るだけでなく、地域組織のあり方も検討し、各地域住民の意見・要望が市政にきめ細かく反映され、また市政の方針がすみずみに行き渡るようなシステムの確立に努めます。

主 要 事 業	事 業 概 要
地域審議会の設置	● 地域審議会の設置 地域審議会の活用

VI 新市における愛媛県事業の推進

新市においては、住民福祉の向上と速やかな一体性を確立するため、愛媛県と連携を取りつつ、新市域内の交流を活発化させるとともに、その地域特性や立地環境、歴史文化を背景とした生活・生産・交流などの機能強化に取り組んでいくことが必要です。

また、新市は、愛媛県の支援と協力により、新市域内の幹線道路網の整備や公共交通機関の整備拡充など、都市基盤・生活基盤の整備に努め、新市の均衡ある発展を図るとともに、瀬戸内圏域における中核的な都市をめざした、魅力あるまちづくりを積極的に推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
魅力に満ちた にぎわい交流都市	●幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改築事業（国道及び県道） ・生活道路改良整備事業（国道及び県道） ・地震防災関連道路緊急整備事業（国道及び県道） ・特定道路緊急整備事業（県道）
自然と暮らしが 調和した 快適環境都市	<ul style="list-style-type: none"> ●水源林の保全整備 ●防災対策機能の強化 ●市街地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林改良事業 ・復旧治山事業 ・奥地保安林保全緊急対策事業 ・海岸高潮対策事業 ・海岸保全施設整備事業 ・広域河川改修事業 ・統合二級河川整備事業 ・河川地震防災強化対策事業 ・砂防施設事業 ・通常砂防事業 ・急傾斜地崩壊対策事業 ・農地防災事業 ・電線共同構整備事業 ・交通安全施設等整備事業 ・緊急地方道路整備事業（交通安全）
活力あふれる 産業元気都市	<ul style="list-style-type: none"> ●高次都市機能の強化 ●農林水産業の振興 ●運輸・流通業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市における県の中核施設の整備 ・農道整備事業、林道整備事業 ・かんがい排水事業 ・畠地帯総合整備事業 ・農地防災事業 ・中山間地域総合整備事業 ・農村振興総合整備事業 ・広域漁場整備事業 ・港湾改修事業 ・港湾局部改良事業 ・海岸環境整備事業

VII 公共施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情なども考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

新市域において重複する公共施設については、効率的かつ一体性のある地域運営の観点から、住民サービスの低下を招かないよう、統合整備を図る方向で検討します。

また、合併に伴い支所となる各町村役場庁舎などについては、住民の多様な行政ニーズに応えるとともに、窓口サービスの向上のため、行政情報処理システムの統合・高度化を図り、行政情報通信ネットワークなどの必要な機能を整備します。

VIII 財政計画

財政計画は、建設計画策定上の平成 17 年度～平成 31 年度までの 15 年間における新市の財政運営の指針となるものです。

財政計画作成にあたっては、平成 24 年度までは決算額を掲載し、平成 25 年度以降は合併特例債の発行延長を見込んだ計画としています。

長期的な視点に立って健全な財政運営が維持できるよう、行財政改革を行うことを基本とした普通会計ベースにおける財政計画としています。

なお、現在、国において合併特例期間終了後の普通交付税の算定方法の見直しや、社会保障制度改革などが論議されていますが、本計画では現行の行財政制度を基本として策定しています。

歳入・歳出項目の主な内容は次のとおりです。

●歳入

・地方税

税制改正、景気動向により税収は左右されますが、生産年齢人口の減少、土地価格の下落傾向から、今後、減収する見通しで算定しています。また、平成 26 年度から波方 L P G 国家備蓄基地に対する市町村交付金を見込んでいます。

・地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）、合併特例債事業における普通交付税算入措置分及び特別交付税による措置並びに平成 27 年度以降の合併算定替えの段階的な削減を見込んでいます。

・国庫支出金、県支出金

投資的経費、扶助費等の特定財源として、現在の制度での収入を見込んでいます。

・地方債

地方債については、新市建設計画に伴う合併特例債及び通常債の発行を見込んでいます。

●歳出

- ・人件費

新規に採用する職員を退職者の3/4程度で見込んでいます。

- ・物件費

公の施設の見直し及び事務の効率化等の経費の削減等を見込んでいます。

- ・扶助費

現行の制度を前提に、高齢者人口の増加及び児童手当などの増加を見込んでいます。

- ・補助費等

公営企業への補助及び各種補助金の見直しなどの削減を見込んでいます。

- ・公債費

既発債の償還、新規発行の償還経費を見込んでいます。

- ・積立金

積立金については「財政調整基金」、「減債基金」、「その他特定目的基金」への積立のための経費を見込んでいます。

- ・繰出金

国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの各種事業会計への繰出金は各会計における事務の合理化等を見込んでいます。

- ・普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に位置付ける事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

歳入

(単位:百万円)

区分	年度別決算額										年度別計画額					計画期間 総計
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	17~24年度計	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	31年度	25~31年度計
地方税	19,209	19,569	21,691	22,363	21,483	22,086	21,774	20,706	168,881	19,570	22,000	21,000	21,000	21,000	21,000	146,570
地方譲与税	1,353	1,840	744	695	661	645	627	587	7,152	570	580	580	580	580	580	4,050
利子割交付金	102	75	106	111	93	83	70	67	707	60	110	110	110	110	110	720
配当割交付金	41	62	81	30	24	34	30	34	336	30	25					55
株式譲渡所得割交付金	64	55	51	16	14	13	9	11	233	10	10					20
地方消費税交付金	1,628	1,665	1,629	1,513	1,541	1,518	1,538	1,506	12,538	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	10,400
ゴルフ場利用税交付金	43	42	44	42	42	35	34	32	314	30	30	30	30	30	30	210
自動車取得税交付金	279	307	288	266	158	136	119	145	1,698	130	130	130	130	130	130	910
地方特例交付金	653	593	192	275	276	258	214	75	2,536	70	80	80	80	80	80	550
地方交付税	21,845	20,496	20,688	20,427	21,301	21,458	21,297	22,166	169,678	21,800	20,200	20,500	19,500	18,600	18,000	135,600
交通安全対策特別交付金	35	35	35	33	34	32	30	28	262	30	28	28	28	28	28	210
分担金及び負担金	363	350	340	347	354	358	359	351	2,822	380	340	340	340	340	340	2,420
使用料及び手数料	2,681	2,566	2,490	2,302	2,224	2,125	2,189	2,079	18,656	2,160	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	14,760
国庫支出金	6,619	5,907	5,628	5,815	10,550	9,025	7,630	7,289	58,463	7,310	7,600	8,900	9,200	7,400	7,200	55,510
県支出手金	4,631	3,672	3,660	3,617	3,778	3,956	3,958	4,696	31,968	4,560	3,900	4,000	4,000	3,800	3,700	27,860
財産収入	275	762	1,537	1,719	1,509	631	955	1,410	8,798	390	1,300	1,500	210	210	210	4,030
寄附金	69	59	25	59	43	37	94	40	426	10	10	10	10	10	10	496
繰入金	1,054	2,113	3,642	2,510	1,440	525	856	110	12,250	600	2,782	2,028	2,330	2,539	3,600	4,534
諸収入	2,524	2,350	2,239	3,433	2,202	1,667	1,516	3,232	19,163	1,720	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	14,920
地方債	6,661	6,228	6,658	5,492	6,518	10,696	8,095	11,181	61,529	12,110	13,000	9,300	9,300	8,700	5,300	62,710
繰越金	3,268	4,191	4,807	4,253	4,505	4,145	4,187	4,893	34,249	2,780	0					2,780
歳入合計	73,397	72,937	76,575	75,318	78,750	79,479	75,565	80,638	612,659	75,720	78,225	72,936	72,348	71,357	66,418	65,752
																502,756
																1,115,415

歳出

区分	年度別決算額										年度別計画額					計画期間 総計
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	17~24年度計	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	31年度	25~31年度計
人件費	13,463	13,339	13,857	12,988	12,598	12,828	12,523	12,072	103,668	11,880	11,900	11,600	11,000	11,300	10,800	80,380
物販費	9,087	9,196	8,976	8,643	9,315	9,031	9,256	8,938	72,442	10,430	10,200	10,800	9,800	9,100	8,900	69,430
維持補修費	872	916	947	980	932	871	931	847	7,296	1,050	620	590	620	630	700	4,840
扶助費	9,223	9,197	9,399	9,702	9,811	11,957	12,427	12,714	84,430	13,040	12,600	12,700	12,800	12,900	12,900	89,740
補助費等	3,072	3,012	3,074	3,131	6,123	3,395	3,321	3,285	28,413	3,600	3,200	2,600	3,000	2,700	2,600	20,300
災害復旧事業費	972	26	6	8	37	7	118	95	1,269	10	6	6	6	6	6	1,315
繰出金	9,232	9,388	9,016	9,441	10,476	9,731	10,239	10,322	77,845	10,780	10,000	9,900	9,900	10,000	10,000	70,580
公債	10,708	10,788	11,649	11,051	10,588	10,678	10,955	11,294	87,711	11,010	11,100	11,300	11,300	11,400	11,400	78,810
積立金	1,833	402	1,558	2,823	2,797	3,963	2,086	3,267	18,729	240	2,009	1,480	22	21	712	116
投資及び出資金・管付金	1,103	2,562	3,533	2,352	965	2,145	931	1,195	14,786	1,430	1,060	1,200	1,100	1,200	1,400	8,680
普通建設事業費	9,641	9,304	10,308	9,694	10,964	10,687	7,885	11,952	80,435	12,250	15,300	11,200	11,100	12,000	6,500	7,000
歳出合計	69,206	68,130	72,323	70,813	74,606	75,233	70,672	75,981	577,024	75,720	78,225	72,936	72,348	71,357	66,418	65,752
																502,756
																1,079,780
收支	4,191	4,807	4,252	4,505	4,144	4,186	4,893	4,657	35,635	0	0	0	0	0	0	35,635

(単位:百万円)

